平成２８年（フ）第３９０号
埼玉県越谷市大字恩間新田434番地６、破産申立時の住所埼玉県越谷市大字恩間97番地１恩間ハウス101号
破産者　小池　忠晴
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
新潟県糸魚川市一の宮４丁目４番49号
破産者　近藤　隆幸
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第２８号
新潟県上越市春日山町１丁目８番７号　ハイツブランシェ202号
破産者　近藤美枝子
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第２９号
新潟県上越市柿崎区柿崎7026番地36
破産者　長ケ部英樹
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第３１０号
岐阜県瑞穂市祖父江46番地145
破産者　篠田　孝司
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第７６号
滋賀県彦根市後三条町273番地４（202号）
破産者　安田　素治
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第４０１２号
大阪市淀川区新北野２－７－19、開始決定時神戸市中央区海岸通28　ベリスタ神戸旧居留地310
破産者　徳田　友一
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６４２号
大阪市北区池田町17番８号リトルフラワー１Ｆ－Ａ号室、開始決定時大阪市淀川区新北野２丁目６番23―102号
破産者　浅川　　寛
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４号
大阪市平野区瓜破西２丁目７番49―711号
破産者　笹川　悦司
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１４１号
大阪府東大阪市小若江１―16―17　サニーマンション103、住民票上の住所大阪府和泉市観音寺町547番地の３
破産者　新谷　宗玄
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３７３号
大阪府交野市寺２丁目27番12号
破産者　石田　洋一
法定代理人成年後見人　瀧尾　健治
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４５８号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番32―116号
破産者　西　喜代重
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６８６号
大阪府枚方市牧野本町１丁目２番１―603号
破産者　増子　禎一
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４７０号
大阪府東大阪市若江本町４丁目２番19号
破産者　大川　豊裕
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８７４号
大阪府東大阪市中石切町３丁目10番22号
シャローム石切　302
破産者　太田　　要
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８７６号
大阪府大東市諸福７丁目４番８号グレースヴィレッジＥ101号
破産者　藤原　　恵（旧姓今吉）
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９７１号
大阪市都島区高倉町２丁目４番16号
破産者　南口　　実
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９９８号
大阪府寝屋川市明徳２丁目12番22―206号
破産者　山脇　一輝
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１４６号
大阪市西成区岸里東１丁目８番15号　ラビッツコート岸里403号
破産者　馬場　敏彦
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部